

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A vol.3

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
1	事業対象者について	事業対象者のデイサービス利用について詳しく教えていただきたいです。(単位、利用回数、サービス内容、計画書について)	<p>【A 要綱及び介護保険ガイドブックをご参照ください。】</p> <p>事業対象者についてのサービス利用回数・単位・サービス内容は、要支援1又は要支援2の方と同様となります。詳しくは、本組合HPに掲載しております総合事業サービスの各種要綱及び介護保険ガイドブックをご参照ください。</p> <p>また、計画書については、事業所ごとの任意様式で構いません。</p>	総合事業全般	H29.10.30
2	総合事業サービスへの移行のタイミングについて	総合事業へは、基本的に更新するタイミングで移行すると思うのですが、認定期間が残っているのに、ショートステイを利用したことにより、更新前に総合事業サービスへ移行となるケースがありました。また、新たに福祉用具を利用した場合は、期間途中で総合事業サービスへの移行とはなりません。その点の違いはどういったことでしょうか。	<p>【A 一旦終了したサービスを再開する場合は、総合事業へ移行します。】</p> <p>介護予防通所介護を利用中にショートステイを利用した場合、介護予防通所介護の契約が一旦終了し、ショートステイ利用後、再度事業所と契約することになるため、認定期間が残っていても総合事業サービスへ移行します。</p> <p>一方、福祉用具を新たに利用した場合は、介護予防通所介護の契約が終了しないため、認定更新時に総合事業へ移行することとなります。</p>	サービス全般	H29.10.30
3	契約期間について	利用者が月なかばで退所する事になった場合、日割り計算は最終利用日までの計算でよいでしょうか。	<p>【A 退所などの場合の日割り計算の算定日は、契約解除日となります。】</p> <p>総合事業サービスの終了に伴う日割り計算算定日は、契約解除日となります。</p> <p>ただし、利用者とサービス提供事業者間の合意により、契約解除が行われない場合は、日割り計算は行わず、月額での請求として頂いて構いません。</p>	サービス全般	H29.10.30
4	自費利用について	自費利用時について、職員の割り当てが必要なのか。	<p>【A 提供されるサービス内容に応じ、適切な人員配置をしてください。】</p> <p>本来、介護サービスは、ケアプランに位置づけられたサービスを、介護度に応じた支給限度額の範囲内で提供するものです。</p> <p>そのため、自費が発生する場合は、ケアマネジャーと協議した上で介護度やケアプランの見直しを行い、支給限度額の範囲内で適切なサービスが提供できるよう調整してください。</p> <p>その上で、自費利用をする際は、例えば生活リハビリ通所型サービスと同程度である場合は、当該サービスと同様の人員配置を行うなど、提供されるサービス内容に応じ、適切な人員配置をしてください。</p>	サービス全般	H29.10.30

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
5	実施事業所数について	サービスA(緩和した基準)事業所の申請状況について知りたいです。(事業所数等)	<p>【A 平成29年10月30日現在、以下のとおりとなっております。】</p> <p>① 訪問型サービス 自立支援型サービス 17ヶ所</p> <p>② 通所型サービス ハツラツ通所型サービス 17ヶ所</p>	サービス全般	H29.10.30
6	サービスコードについて	現在、みなし事業所を利用している利用者について、来年4月からのサービスコードはどうなりますか。A1又はA5は使えなくなりますか。	<p>【A お見込のとおりです。】</p> <p>みなし指定の期間は、平成27年4月1日～平成30年3月31日迄となっておりますので、平成30年4月実績分からは、訪問型サービスについてはA2、通所型サービスについてはA6となります。サービスAを実施している事業所については、A2またはA6で現行相当サービスとサービスAの2つのサービスの給付管理を行って頂くこととなりますので、ご注意ください。</p>	サービス全般	H29.10.30
7	訪問型サービスについて	支援時間の短縮や内容の変更等があった場合、利用者に説明し理解を得るためには、どのような対応をすればよいのか。	<p>【A サービス計画等の内容を説明し、理解を得てください。】</p> <p>支援時間の短縮や内容の変更等があった場合は、ケアプラン及び訪問型サービス計画をも連動して変わりますので、変更後のサービス計画をもとに、変わった理由・変更点等について、説明をお願いします。</p>	訪問型サービス	H29.10.30
8	訪問型サービスについて	地域包括支援センターやケアマネジャーによってサービスの振り分けに差があります。現行相当サービスだと思う方がサービスAに振り分けられることもあったため、基準の設定をもう少しはつきり伝えてもらいたい。	<p>【A 各サービスの基準は、要綱に規定しています。】</p> <p>介護予防訪問型サービス及び自立支援訪問型サービスの対象者の基準は、それぞれの要綱で定めていますので、対象者の状況や支援の内容に基づいてケアマネジャーと協議し、サービスを決めています。</p>	訪問型サービス	H29.10.30
9	訪問型サービスのサービス内容について	ヘルパーが出来る事と出来ない事の支援内容については今までどおりでよいですか。	<p>【A お見込みのとおりです。】</p> <p>介護予防訪問型サービス及び自立支援訪問型サービスのサービス内容は、従来の介護予防訪問介護と同様となります。</p>	訪問型サービス	H29.10.30
10	自立支援訪問型サービスの提供時間について	本人が10分でもよいと言われれば、それでよいのか。	<p>【A ケアプランに位置づけることができるならば構いません。】</p> <p>自立支援訪問型サービスの提供時間については、要介護サービスの生活支援を目安に45分～60分程度としておりますが、具体的なサービスの内容や提供時間は、ケアマネジャーが作成するケアプランにより決定されるものです。当該サービスの利用に至る理由と合わせケアプランに記載した上で、サービスの提供をお願いします。</p>	訪問型サービス	H29.10.30

NO	標題	質問	回答	カテゴリ	発出日
11	サービス提供責任者について	訪問型サービスのサービス提供責任者の人数などは、今後設定されますか？	【A 要綱において定めています。】 介護予防訪問型サービス及び自立支援訪問サービスにおけるサービス提供責任者の人数などは、それぞれの要綱において定めています。	訪問型サービス	H29.10.30
12	訪問型サービスの利用者に対する対応について	サービスAは共に行うとなっています。契約時説明しますがいざ利用されると一緒にするのを嫌がられる場合があります。	【A 契約時等において、介護保険制度の趣旨・サービスの基準等をご説明頂くようお願いします。】  訪問型サービスの生活支援は、従来の介護予防訪問介護と同様、「利用者のできる能力を阻害しないようサービスを提供すること」とされています。 契約時等において、サービスの内容だけではなく、介護保険制度の趣旨・訪問型サービスの基本的取扱方針等をご説明頂き、利用者及び家族等の理解が得られるようご対応をお願いします。	訪問型サービス	H29.10.30
13	通所型サービスの人員配置について	通所介護・生活リハビリ通所型サービス（現行相当）・ハツラツ通所型サービス（通所型サービスA）を一体的に実施する場合において、利用者数が通所介護及び生活リハビリ通所型サービスの定員内に収まる場合は人員配置も一体的に考えていいのか。 それともサービスAの職員は別に配置する必要があるのか。 また、サービス体制強化加算の算定要件も同様にどう扱うのか。	【A 一体的に考えて頂いて構いません。】 通所介護の人員配置を満たした場合、生活リハビリ通所型サービス及びハツラツ通所型サービスの人員配置を満たしたものとしますので、利用者が定員内に収まる場合は、人員配置は一体的に考えて頂いて構いません。 また、サービス提供体制強化加算についても、生活リハビリ通所型サービスにおいて算定要件を満たす場合は、ハツラツ通所型サービスにおいても同様と考えて頂いて構いません。	通所型サービス	H29.10.30
14	申請関係について	指定申請をする時期について教えてほしい。	【A 指定更新については別途通知予定です。】 現在、以下のスケジュールで検討しています。  平成30年1月上旬 指定更新案内文書送付 2月下旬 指定更新書類提出締切 3月下旬 指定更新通知文書送付	指定関係	H29.10.30